

## 農地の競売・公売に係る買受適格証明について

裁判所の競売または税務署等による公売により農地の取得を希望される場合は、農地法に基づき、農地を取得できる見込みがある者であることを証明する「買受適格証明書」の提出が必要となります。

本証明書は、農地を適正に利用できる者かどうかを事前に審査するためのものであり、農業委員会が審査のうえ交付します。

### 1 対象となる農地

原則として、登記地目が「田」または「畑」であり、現況が農地である土地が対象です。

### 2 手続きの流れ

- ① 農業委員会への事前相談
- ② 買受適格証明願の提出
- ③ 農業委員会による審査(総会)
- ④ 買受適格証明書の交付
- ⑤ 証明書を添付して競売・公売に入札

### 3 提出が必要な主な書類(部数)

- |                |            |
|----------------|------------|
| ・買受適格証明願       | 2部         |
| ・営農計画書         | 1部         |
| ・土地の登記事項証明書    | 1部(※コピー不可) |
| ・位置図           | 1部         |
| ・公図(法務局の地図の写し) | 1部         |
| ・競売(公売)公告の写し   | 1部         |
| ・申請者の住民票(抄本)   | 1部         |
| ・その他必要書類       |            |

※申請内容により追加書類の提出を求める場合があります。

※法人が申請する場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。

この場合、定款、登記事項証明書、役員構成資料等の提出が必要となります。

※法人の場合は、別途様式「別紙1(農地所有適格法人としての事業等の状況)」の提出が必要となります。

#### 4 審査基準

農地法第3条の許可基準に準じて審査を行います。

主に次の事項を確認します。

- ・農地の適切な利用が見込まれること
- ・農業に常時従事する見込みがあること
- ・地域農業に支障を及ぼさないこと

#### 5 注意事項

- ・買受適格証明書は即日交付できません。農業委員会総会での審査が必要となりますので、余裕をもって申請してください。
- ・本証明書は「許可」そのものではありません。  
落札後には、改めて農地法に基づく許可申請が必要となります。
- ・入札時に証明書の添付がない場合、入札が無効となることがあります。
- ・農業委員会の総会は原則として月1回の開催となるため、申請時期によっては競売日程に間に合わない場合があります。  
必ず事前にご相談ください。

#### 6 申請先・問い合わせ先

斜里町農業委員会 事務局

電話 0152-26-8373(直通)